

抗 議 声 明

本日（2017 年 2 月 28 日）、大阪高裁は安倍首相靖国参拝違憲訴訟において、不当な控訴棄却判決を下した。

そもそも本件参拝は、憲法第 20 条に明確に禁止されている国家機関(内閣総理大臣)による宗教活動であることは明らかであり、違法な参拝を受け入れた靖国神社は戦没者を英霊と意味づけることによって国民に対して英霊につづいて国と天皇のために命をささげることを促す戦争準備施設である。したがって、本件参拝は原告（控訴人）らの内心の自由形成の権利・回顧祭祀に関する自己決定権などを侵害するのみならず、平和的生存権を犯していることも明らかである。本件参拝は、けっして「人が神社に参拝する行為」一般に解消できるものではない。

判決は、たとえ控訴人らが被っている明確な人権侵害を認める勇気を持たなかったとしても、違憲・違法な参拝が繰り返される現状に対して、憲法判断を示してこれをとどめるという裁判所が果たすべき基本的責務さえをも放棄するものであり、われわれは到底これを容認することはできない。また、われわれは、安倍政権が本件参拝を戦争準備として行ったことを原審・控訴審を通して数々の証拠を示して証明してきた。しかるに、判決は、こうした安倍参拝の本質を全く見逃している。

かつて愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決に際して尾崎行信裁判官が「今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる」という警句を以て違憲行為の早目の阻止を示したことや、小泉靖国参拝違憲訴訟福岡地裁判決において亀川清長裁判官が、違憲性の判断回避は行政の違憲行為を放置することになるからとして「当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え」としたような憲法擁護の責務を果たす気概は現在の司法には存在しないのだろうか。われわれは、こうした司法の現状に怒りを超えて悲しみさえ覚える。

われわれは、この判決を到底容認することはできない。これに対して、強く抗議するとともに、戦争を志向し人権を侵害する行為を見逃さない司法が確立し、今後、閣僚らの靖国参拝が永遠にとどめられるまで、闘いをやめないことを宣言する。

2017年2月28日

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西